

本翻訳はROTOBO監修による仮訳である。

原文は情報システムPARAGRAPH

(https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=34207749&ysclid=mifm9klu17607796767&pos=5;-106#pos=5;-106)

よりダウンロードした露文資料に基づく。

カザフスタン共和国法 人工知能（AI）について

第1章 総則

- 第1条 本法で用いられている基本概念
- 第2条 カザフスタン共和国のAI分野の法体系
- 第3条 AI分野における社会関係の国家規制の主な目的と課題
- 第4条 AI分野における社会関係の国家規制の基本原則
- 第5条 合法性
- 第6条 公平性と平等性
- 第7条 透明性と説明可能性
- 第8条 責任および監督可能性
- 第9条 人間の幸福、人間による決断の際の意志の自由の優先
- 第10条 データ保護と機密保持
- 第11条 安全性と防御

第2章 AI分野における国家規制

- 第12条 AI分野におけるカザフスタン共和国政府の権限
- 第13条 AI分野における各国家機関の権限
- 第14条 国家AIプラットフォームの運営者

第3章 AI分野における社会関係主体の権利と義務

- 第15条 AIシステムの所有者および保有者の権利と義務
- 第16条 AIシステムの利用者の権利と義務

第4章 AIシステム

- 第17条 AIシステムの法的取扱い
- 第18条 AIシステムのリスク管理
- 第19条 信頼できる高リスクAIシステムのリスト
- 第20条 AIシステムの監査
- 第21条 AIシステム使用の透明性
- 第22条 AI分野における機械可読形式
- 第23条 著作権
- 第24条 AIシステムに起因する損害の補償

第5章 国家AIプラットフォームおよびデータライブラリ

- 第25条 国家AIプラットフォーム

第26条 国家AIプラットフォーム運営者の計算資源

第27条 データライブラリ

第6章 附則

第28条 国家支援策

第29条 AI分野における国際協力

第30条 AI分野に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任

第31条 本法の施行手順

第1章 総則

第1条 本法で使用する基本概念

本法では以下の基本概念を使用する。

- 1) データライブラリ：人工知能（以下、AI）による学習に適合させるべく構造化および（または）分類化されたデータの総体；
- 2) データライブラリ製作者：AIモデルの学習（トレーニング）に適合したデータの収集、処理および構造化を行う者；
- 3) AI：人間に特徴的な認識を模倣し、人間の知的活動の成果に比肩するか、またはこれを凌駕する成果を提供する機能；
- 4) AIシステムの合成物：AIシステムによって作成された、または変更を加えられた、自然人の外貌、声、振舞、あるいは実際には発生していない事象をシミュレートする画像、動画、音声、テキスト、またはそれらの組み合わせ；
- 5) AIシステム：ひとつまたはいくつかのAIモデルからなる情報化対象物；
- 6) AIシステム生成物：AIシステムによってアウトプットされた情報またはソリューション（提供される形式を問わない）、または同システムによって作成および（または）提供された役務および（または）サービスなどの行為；
- 7) AIシステム利用者（以下、利用者）：具体的な機能および（または）課題を遂行することを目的としてAIシステムを利用する者；
- 8) AIモデル：特定の課題を遂行するために開発され、変化する条件に適応し、蓄積された経験にもとづいて学習を行い、その稼働のプロセスと生成物を最適化することができるソフトウェア製品；
- 9) AIモデルの学習：AIモデルの知的課題解決能力を形成または強化するため、同モデルに提供または蓄積されたデータを処理するプロセス；
- 10) AI分野における管轄機関（以下、管轄機関）：AI分野における指導と部門間の調整を行う中央行政機関；
 - 1 1) 国家AIプラットフォーム：AI分野におけるデータライブラリのデータ収集・処理・保存、ライブラリの普及および各種サービスの提供を行うための技術プラットフォーム；
 - 1 2) 国家AIプラットフォームソフトウェア製品（以下、プラットフォームソフトウェア製品）：国家AIプラットフォームにおいて開発され、同プラットフォーム上に配置されたソフトウェア製品；
 - 1 3) 国家AIプラットフォーム運営者：国家AIプラットフォームの発展と機能実現を任とする法人；
 - 1 4) 機械可読形式：AIシステムまたはその他のソフトウェアによる情報の自動読取と処理とを可能とする情報提供の形式；
 - 1 5) プロンプト：AIシステム生成物を要求するため、同システムに対して利用者が書面または電子的形式で表される要求、課題またはその他のメッセージ；

第2条 カザフスタン共和国のAI分野の法体系

1. カザフスタン共和国のAI分野の法体系はカザフスタン共和国憲法に立脚し、本法およびその他のカザフスタン共和国の法規文書からなる。
2. カザフスタン共和国によって批准された国際条約は本法に優先する。カザフスタン共和国が締約国となっている国際条約のカザフスタン共和国領内における施行の手順と条件はカザフスタン共和国の法令によって定められる。

第3条 AI分野における社会関係の国家規制の主な目的と課題

1. AI分野における社会関係の国家規制の目的は、AIを発展させ、これをさまざまな分野に導入し、そのことによって国民の生活の質を改善し、経済の効率を向上させることにある。
2. AI分野における社会関係の国家規制の主な課題は以下の通り：
 - 1) AI分野における社会関係の国家規制についてその法的および組織的基盤を定める；
 - 2) AIシステムおよび同システム生成物を利用する際の透明性・安全性を保障する；
 - 3) AI分野の発展のための投資誘致に好適な条件を整備する；
 - 4) AI分野における研究とイノベーションに対して国家の支援を与える。

第4条 AI分野における社会関係の国家規制の基本原則

AI分野における社会関係の国家規制は以下の原則にもとづく：

- 1) 合法性；
- 2) 公平性と平等性；
- 3) 透明性と説明可能性；
- 4) 責任および監督可能性；
- 5) 人間の幸福、人間による決断の際の意志の自由の優先；
- 6) データ保護と機密保持；
- 7) 安全性と保護。

第5条 合法性

AI分野における関係主体、国家機関、国家機関の職員は、AI分野における国家規制を実施するにあたってカザフスタン共和国憲法、本法およびカザフスタン共和国のその他の法規文書の要求事項を遵守する義務を負う。

第6条 公平性と平等性

AIシステムは、すべての人の尊厳、平等な価値、権利、自由、合法的利益を認め、その出自、社会的身分、地位、財産、性別、人種、民族、言語、宗教、思想信条、居住地、その他のいかなる状況にもとづく差別をも排除し、これによって公平性と平等性を保障できるような方法で構築され運用されなければならない。

第7条 透明性と説明可能性

1. AIシステムの本来の利用を保障するため、AIシステムの利用者に対しては、同システムの動作仕様およびその他の特性と能力の限界に関する十全な情報が提供されなければならない。
2. AIシステムを使用して下される決定の影響を受ける利用者は、自動処理の手順とその結果、自動処理に異議を申し立てることができることについて、ならびに自らの権利、自由および合法的利益保護の手順について知らされる権利を有する。

第8条 責任および監督可能性

1. AIシステムの所有者、保有者、および（または）利用者は、それぞれの役割に応じた範囲と手順によって、AIシステムのライフサイクルの全段階を通じて継続して同システムを監督する義務を負う。
2. AIシステムの構築および運用に関与するすべての主体はそれぞれの役割に応じて、かつ同シス

テムのライフサイクルの全段階を通じて、同システムの作用およびその生成物の品質についてカザフスタン共和国法令で定められた責任を負う。

3. AIシステムの構築および運用は、エネルギー効率と、環境への悪影響の軽減を考慮に入れて行われる。

第9条 人間の幸福、人間による決断の際の意志の自由の優先

AIシステムの構築と運用においては、人間、その生命、権利と自由は最も尊重されるべき価値であり、同システムの運用においては意思決定における人間の自律性と選択の自由が保障されなければならない。

第10条 データ保護と機密保持

1. AIシステムの運用は、個人情報の不正な収集、保管、および配布を排除すべく、データ保護および機密保持についての要求事項を遵守して実施する。
2. AIシステムの運用にあたっては、同システムが安全にその機能を発揮できるようにするため、同システムによって処理される個人情報の防御と保護を保障し、第三者による個人情報への不正アクセスの防止措置と、カザフスタン共和国の法令を遵守して取得された高品質かつ代表性を有するデータセットの使用を保障するための措置を講じなければならない。

第11条 安全性と防御

1. AIシステムは、予期せぬ帰結や悪用の可能性を排除するための安全性および信頼性についての要求事項を遵守して構築され、運用されなければならない。
2. AIシステムの生成物は、カザフスタン共和国法に適合するものでなければならない。
3. AIシステムを潜在的な脅威から防御するため、AIシステムの所有者および保有者は同システムに関するリスク管理を実施し、そのような脅威を排除するための措置を講じる義務を負う。

第2章 AI分野における国家規制

第12条 AI分野におけるカザフスタン共和国政府の権限

カザフスタン共和国政府は：

- 1) AI分野における国策の主な方向性を定め、これらの実現を図る；
- 2) AI国家プラットフォームの運営者を決定する；
- 3) AI優先導入経済セクターリストを承認する；
- 4) カザフスタン共和国憲法、本法、カザフスタン共和国のその他の法律、およびカザフスタン共和国大統領の文書によって付与されるその他の機能を遂行する。

第13条 AI分野における各国家機関の権限

1. 管轄機関はその権限の範囲内において：
 - 1) 戦略、規制、実施、および検査監督の各機能を遂行する；
 - 2) カザフスタン共和国大統領が定める国家の内政・外政の主要な方向性、ならびにカザフスタン共和国政府が定めた社会経済関連の国策、防衛力、安全保障および社会秩序維持の主要な方向性にもとづき、またカザフスタン共和国の法令にしたがって、AI分野における国家政策を策定する；
 - 3) AI分野における法規文書を策定し、承認する；
 - 4) カザフスタン共和国のAI分野関連法令の改善に関する提案を策定する；
 - 5) AIシステムに関する文書のリストを承認する；
 - 6) 情報化対象物をAIシステムに分類するための判定基準を承認する；
 - 7) 諸中央国家機関と連携してAI優先導入経済セクターのリストを作成する；

8) 本法、カザフスタン共和国のその他の法律、カザフスタン共和国大統領およびカザフスタン共和国政府の諸文書に定めるその他の権限を行使する。

2. 各国家機関はそれぞれの権限の範囲内で：

- 1) AI分野における国策の実現過程に参加する；
- 2) カザフスタン共和国政府が承認したデータ管理についての要求事項にしたがって、AI国家プラットフォームの運営者に対してデータへのアクセスを提供する；
- 3) データ管理についての要求事項にしたがってデータライブラリを作成する；
- 4) AIモデルおよびプラットフォームソフトウェア製品を開発および（または）配置する；
- 5) カザフスタン共和国法に定めるその他の権限を行使する。

本項前半部第1項の第2号および第3号の規定はカザフスタン共和国の特別国家機関には適用されない。

第14条 国家AIプラットフォームの運営者

国家AIプラットフォームの運営者の権限は以下の通りとする：

- 1) 国家AIプラットフォームの構築、開発および運用を保障する；
- 2) 国家AIプラットフォームの運用支援、システム技術サポートを行う；
- 3) 国家AIプラットフォームをベースにAIサービスを提供する；
- 4) データ管理についての要求事項にしたがって、国家AIプラットフォームの運用に必要なデータライブラリの収集、処理および保管を行う；
- 5) 国家AIプラットフォーム上でプラットフォームソフトウェア製品およびAIモデルの開発、配置および運用支援を実施する；
- 6) カザフスタン共和国法にしたがってその他の機能を遂行する。

第3章 AI分野における社会関係主体の権利と義務

第15条 AIシステムの所有者および保有者の権利と義務

1. AIシステムの所有者および保有者は以下の権利を有する：

- 1) AIシステムの利用条件および制限事項を定める；
- 2) AIシステムに対して自らが有する権利を保護するための措置を講じる。

2. AIシステムの所有者および保有者は以下の義務を負う：

- 1) AIシステムのリスクを管理する；
- 2) 不正アクセスおよび誤動作の防止を含め、AIシステムの安全性および信頼性を確保するための措置を講じる；
- 3) AIシステムが自然人の安全、権利、自由および合法的利益ならびに公共の秩序に対して及ぼす影響の程度に応じて、またAIシステムに関する文書リストにしたがって、AIシステムに関する文書を作成・管理する；
- 4) AIシステムの機能上の問題に関して利用者に対するサポートを提供する；
- 5) 利用者がAIシステムの利用を開始する前に同システムに関する利用者契約の内容を知ることができるようにする。

3. 所有者および保有者はカザフスタン共和国法によって定められたその他の権利を有し、その他の義務を履行する。

第16条 AIシステムの利用者の権利と義務

1. AIシステムの利用者は以下の権利を有する：

- 1) AIシステムに関する利用者契約の内容を知る；
 - 2) 自らの個人情報およびAIシステムによって処理される機密情報を守られる；
 - 3) AIシステムを使用して創出された自らの知的財産権対象物に対する権利を保護するための措置を講ずる；
 - 4) 自らの権利、自由および合法的利益に影響を及ぼすようなAIシステム生成物について、利用者契約およびカザフスタン共和国の法令に定められた手順にしたがってAIシステムの所有者または保有者から説明を受ける；
 - 5) 利用者契約に定められた範囲内で、また個人情報およびその保護に関するカザフスタン共和国法、および商業上の秘密を含め情報の機密性確保に関する要求事項を考慮に入れて、AIシステムが判断の根拠としたデータに関する情報を照会する；
 - 6) AIシステムとの間での、カザフスタン共和国法により義務付けられていないデータ交換についてはこれを拒否する。
2. AIシステムの利用者は以下の義務を負う：
- 1) 自らに付与されたアクセス権の範囲内でのみAIシステムを使用する；
 - 2) AIシステムを使用するにあたって、定められた規則および安全策を遵守する。
3. AIシステムの利用者は、カザフスタン共和国法によって定められたその他の権利を有し、その他の義務を履行する。

第4章 AIシステム

第17条 AIシステムの法的取扱い

1. AIシステムは利用者、社会および国家の安全保障への影響の程度に応じて次のように分類される：
 - 1) 最小限リスクシステム：動作の障害または停止が利用者にも与える影響が最小限のもの；
 - 2) 中程度リスクシステム：動作の障害または停止が利用者の活動の効率性および達成度の低下につながり、精神的損害または物的損失を引き起こす可能性があるもの；
 - 3) 高リスクシステム：動作の障害または停止が社会的および（または）技術由来の非常事態、および（または）防衛、安全保障、国際関係、経済、いくつかの事業分野、利用者、カザフスタン共和国のインフラ、および自然人の生活に重大な悪影響を及ぼす可能性があるもの。

個々のAIシステムが最小限、中程度、または高リスクシステムのいずれに分類されるかはその所有者および（または）保有者によって情報化対象物の分類規則にしたがって決定される。

重要情報通信インフラに分類される高リスクAIシステム、ならびに国家電子情報リソースの作成を目的として設計された高リスクAIシステムは、情報安全保障上の要求事項の遵守という点においては国家システムとみなされる。
2. AIシステムは、意思決定における独立性の程度と利用者への影響度に応じて、以下のように分類される：
 - 1) 低自律性システム：自動データ処理および推奨案、予測、またはソリューション諸案の生成を目的とするが、それらの最終的な選択と実行は常に人間によって行われるもの；
 - 2) 中自律性システム：自律的な処理と意思決定を目的とするが、決定結果の人間による修正または取消が可能であるもの；
 - 3) 高自律性システム：自律的な処理と意思決定を目的とし、決定結果の人間による修正または取消が完全に排除されるか、技術的に不可能であるもの。

高度自律性AIシステムの構築および運用の特異事項はカザフスタン共和国法によって定められる。

3. カザフスタン共和国領内においては以下のいずれかの機能を有するAIシステムを開発および運用することは禁止される：

- 1) 潜在意識、人心操作、またはその他の方法を用いて自然人の行動を歪め、自覚的な意思決定能力を制限し、または人に危害をもたらすか、もしくは危害をもたらす脅威を生じさせる可能性のある意思決定を強制する；
- 2) 年齢、障害、社会的地位、またはその他の状況に起因する自然人の精神的および（または）身体的脆弱性を利用して当該の自然人に危害をもたらすか、またはこれをもたらす脅威を生じさせる；
- 3) カザフスタン共和国法で定められている場合を除き、自然人またはその集団の社会的行動または既知の、想定される、もしくは予測される特性にもとづいて、一定期間にわたって自然人または自然人の集団を評価し、分類する；
- 4) カザフスタン共和国の個人情報およびその保護に関する法律に違反して個人情報を収集および処理する；
- 5) 自然人の人種、政治的見解、宗教的属性についての結論を出すための生体認証データにもとづいた、およびその他のあらゆる事情（判定基準）による、自然人を何らかの形で差別することを目的とした、自然人の分類を行う；
- 6) カザフスタン共和国法で定められている場合を除き、本人の同意を得ずにその感情状態を判定する；
- 7) AIシステムの、カザフスタン共和国法で禁止されている生成物を作成し配布する。

4. AIシステムは、その利用モードに応じてオープンタイプ、クローズドタイプ、ローカルタイプに分類される。

オープンタイプAIシステムとは、アーキテクチャとパラメータにアクセスすることが可能で、利用者契約の条件にしたがう限りで自由に使用、変更、配布できるシステムをいう。

クローズドタイプAIシステムとは、アーキテクチャとパラメータへのアクセスが所有者または保有者によって制限されているシステムをいう。

クローズドタイプAIシステムは利用者契約の条件およびカザフスタン共和国法令の規準にしたがって使用される。

カザフスタン共和国法令によりアクセスが制限されているデータを、オープンタイプAIシステムを用いて処理することは、カザフスタン共和国の情報技術に関する法令の要求事項を遵守することを条件として許される。

ローカルタイプAIシステムとは、その学習と運用が所有者または保有者の有する情報通信インフラ内で、一般に公開されている通信ネットワークに接続されることなく行われるシステムをいう。

ローカルタイプAIシステムは、カザフスタン共和国の法令によってアクセスが制限されているデータを処理するために、および一般に公開されている通信ネットワークに接続することが可能なAIシステムを用いることがカザフスタン共和国の法令によって禁じられているその他の場合に用いられる。

第18条 AIシステムのリスク管理

1. AIシステムのリスク管理とは、所有者および（または）保有者がAIシステムのライフサイクル全体を通じて継続的に計画し実行するプロセスをいい、以下の事項を含む：

- 1) AIシステムが想定される目的で使用される場合に、既知のおよび予測されるリスクを発見し分析する；
- 2) AIシステムの想定される目的での使用に合わせて、および予想される目的外使用の条件下で、AIシステムのリスク評価を実施する；

- 3) リスクを防止および排除するための適切かつ合目的なリスク管理措置を講じる；
 - 4) 年に1回以上定期的にリスクをアップデートする。
2. 本法第17条第3項に規定する状況が発生するリスクが発見された場合、AIシステムの所有者および保有者は当該AIシステムの運用の一時停止または完全終了を含め、損害を防止し最小限に抑えること、ならびに自然人および社会の権利、自由および合法的利益を保護することを目的とした措置を直ちに講じなければならない。

第19条 信頼できる高リスクAIシステムのリスト

1. 信頼できる高リスク（ハイインパクト）AIシステムのリストは何らかの産業分野（部門）におけるAIシステムの信頼性を確保し、そのベストプラクティスを普及させることを目的として、当該分野を担当する政府機関によって作成され、管轄機関が定める手順によって政府機関のインターネットウェブサイト上に常時公開される。
2. 自らのシステムが上記リストに記載されることを望む信頼できる高リスクAIシステムの所有者および（または）保有者は、当該AIシステムの監査を行う必要がある。

第20条 AIシステムの監査

1. AIシステムの監査は、情報システム監査実施規則にしたがって実施される。
2. AIシステムの監査に際しては追加的に以下の事項も評価されなければならない：
 - 1) AIモデルの学習に使用されるデータライブラリの高品質と適法性；
 - 2) AIシステムにおける、本法で禁止されている機能の有無。

第21条 AIシステム使用の透明性

1. 利用者は、商品、役務、およびサービスがAIシステムを用いて生産または提供されていることを知らされなければならない。
2. AIシステムの合成物の配布は、それに機械可読形式による表示がなされ、さらに利用者が容易に認識することができるような視覚的その他の形式で、かつこうした利用者の認識を妨げるような方法を用いることなく作成された警告が付与された場合にのみ許可される。
3. AIシステムの合成物であることについて利用者に知らせる責任は当該システムの所有者および（または）保有者が負う。
4. 個人情報の自動処理のみにもとづく意思決定に関する要求事項は、個人情報およびその保護に関するカザフスタン共和国法によって定められる。
5. AIシステムの生成物がカザフスタン共和国法の要求事項を満たしていることを保障する責任は同システムの所有者および（または）保有者が負う。

第22条 AI分野における機械可読形式

1. AI分野における透明性と監督可能性を保障するため情報を自動的に記録および認識することのできる機械可読形式を用いる。
2. 機械可読形式は、AIシステムおよびその他のデータ処理ツールによって当該の条件を一義的かつ自動的に認識できるものでなければならない。
3. 機械可読形式の開発、使用および普及の手順は管轄機関によって定められる。

第23条 著作権

1. AIシステムを用いて作成された作品は人間の創造的な貢献を含むものである場合にのみ著作権で保護される。
2. AIシステムに入力されるプロンプトは、それが人間の知的創造活動の結果である場合にのみ、著作権および著作隣接権に関するカザフスタン共和国法にしたがって著作権の対象とみなされる。
3. AIモデルの学習のための著作物の利用は、カザフスタン共和国の著作権および著作隣接権に関

- する法律に規定されている、著作物の教育目的または科学目的による自由利用にはあたらない。
4. AIモデルによる学習のための著作物の利用においては、複製、頒布、加工、公衆への展示、実演、電波放送または有線放送、周知、およびカザフスタン共和国の著作権および著作隣接権に関する法律に規定されているその他の行為を含め、著作物の私的財産権および財産権（排他的権利）にかかわる形態で著作物を使用することは想定されていない。
 5. AIモデルの学習のための著作物の使用は、著作物に著者または著作権者による機械可読形式での禁止が付されていない場合にのみ許される。

第24条 AIシステムに起因する損害の補償

1. AIシステムに起因する損害の補償は、カザフスタン共和国民法典に定められた手順によって行われる。
2. AIシステムに起因する損害およびAIシステムの利用に関連するリスクに対する責任への付保はカザフスタン共和国法にしたがって行われる。

第5章 国家AIプラットフォームおよびデータライブラリ

第25条 国家AIプラットフォーム

1. 国家AIプラットフォームはプラットフォームソフトウェア製品およびAIモデルの設計、学習、および試験運用のための管理可能な環境を一定期間提供する。
2. 国家AIプラットフォーム上のプラットフォームソフトウェア製品およびAIモデルの開発および配置のためのサービス提供に関する国家AIプラットフォーム運営者と自然人および法人との協力の手順は、管轄機関によって定められる。

第26条 国家AIプラットフォーム運営者の計算資源

1. 計算資源へのアクセスは、管轄機関が承認した規則にしたがってAIプラットフォーム運営者が提供する。
2. 管轄機関は、計算資源へのアクセスを有する者を優先順位別にカテゴリー分けする。
3. 計算資源へのアクセスは、AI優先導入経済セクターリストを踏まえて提供される。

第27条 データライブラリ

1. データライブラリの所有者および保有者は以下の権利を有する：
カザフスタン共和国法で定められた禁止事項および制限事項を遵守する限りにおいて、データライブラリを自由に作成、使用および配布する；
AIモデルの学習のためのデータライブラリが、使用条件および制限事項の遵守を含め、申請された目的の範囲内で使用されているか否かを監視する；
自らが提供したデータライブラリを用いて学習したAIモデルの作動原理についての、利用規約が遵守されているかどうかを確認するために必要な情報を取得する。
2. データライブラリの所有者および保有者は以下の義務を負う：
提供されるデータライブラリの品質を確保し、アップデートされた状態に保つ；
データライブラリへのアクセスの条件および手順を定め、ユーザーに通知する；
個人情報およびその保護、著作権、著作隣接権に関するものを含め、カザフスタン共和国法が求める要求事項を遵守する。
3. AIモデルの学習は、事前に定められた合法的な目的の枠内でデータ所有者および保有者が提供したデータライブラリを用いて行われる。
4. データ所有者および保有者によるデータライブラリの作成および提示は、データ管理についての要求事項にしたがって行われなければならない。
5. データライブラリの作成およびその譲渡に際しては、これに続いてその所有権または占有権が

移転されるか否かを問わず、データライブラリの製造者に関する情報を機械可読形式で提供しなければならない。

第6章 附則

第28条 国家支援策

1. AIの発展に向けた国家支援策はカザフスタン共和国企業法典、カザフスタン共和国の情報化関連法令、およびその他のカザフスタン共和国法にしたがって実施される。
2. AIの発展に向けた国家支援は、管轄機関、政府機関、国立開発機関、その他の組織によって、それぞれの権限の範囲内で、AI優先導入経済セクターリストを踏まえて実施される。

第29条 AI分野における国際協力

1. AI分野におけるカザフスタン共和国の国際協力は、カザフスタン共和国の国際条約および法令にしたがって行われる。
2. 各政府機関は、管轄機関と合意の上、外国の政府機関、国際機関および外国法人とAI分野における協力を実施する。

第30条 AI分野に関するカザフスタン共和国法への違反に対する責任

AI分野に関するカザフスタン共和国法への違反に対してはカザフスタン共和国法に定めた責任が課される。

第31条 本法の施行手順

本法は最初の公布の日から60暦日後に施行される。

カザフスタン共和国
大統領

K. トカエフ

アスタナ、大統領官邸、2025年11月17日
第230-VIII ZRK号